



## 施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<p>○荒川区は、関東大震災被災後、市街化が無秩序かつ急速に進んだため、住商工の建物が混在し、都市基盤の整備がされていない地域がある。</p> <p>○低未利用地ではマンションが計画されることが多いため、既存建築物解体の時点から快適な居住環境確保及び紛争防止に努める必要がある。</p> <p>○周辺地域との調和のため、法規制等により建物の高さや色について制限することが都市景観の向上につながっている。</p> <p>○区民の意向に基づいて進められる、区民の手によるまちづくり活動を行う11の組織に対して支援を行っている。</p> <p>○迅速な都市復興にも寄与する地籍調査事業に平成26年度から着手したところである。</p>
課題	<p>○区画整理や再開発が行われなかった地域は、行われた地域に比べ、道路幅が狭く、木造住宅が密集し、地震に対する地域危険度が高くなっている。</p> <p>○大規模マンションの建設計画については、住環境条例に規定する内容の確実な履行と、できるだけ早い段階での地域コミュニティを生かした住民との協議が、行われる必要がある。</p> <p>○良好な都市景観を形成するため、一定規模以上の建築行為等を行う場合には事前協議及び届け出が必要である。</p> <p>○区民によるまちづくり活動を行う団体には、まちづくり協議会やNPO法人のまちづくり組織があり、その活動を更に広げ、地区計画の決定等に活用すべきである。</p> <p>○都市部では土地の筆数が多いため、効率的に進められる官民境界等先行型で地籍調査を実施している。</p>
今後の方向性	<p>○地域別のまちづくりの将来像、整備方針等を定めた「荒川区都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりの各事業を展開する。</p> <p>○事業者の建設計画に対して、条例による住環境の確保を確実に行うとともに、周辺住民と事業者が協議する機会を設けることにより、地域の生活環境の保全と向上を図る。</p> <p>○まちづくり事業の実施及び民間建築に対する規制・誘導により、道路、公園等都市施設の整備や魅力ある都市景観の創造などを行い、良好な市街地の整備を促進する。</p> <p>○地区計画制度は、地区単位で住民のまちづくりへの意向を実現することが可能な手法であるため、引き続き、住民の活動を支援していく。</p> <p>○不燃化特区内の区域を対象に地籍調査事業を積極的に進めていく。</p>

施策の分類		分類についての説明・意見等
5年度	6年度	
推進	推進	<p>区の都市計画マスタープランに基づき、秩序ある街づくりを進め、快適な市街地環境の整備を誘導していく。</p>

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		3年度	4年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
地域環境整備対策（荒川ルール）	11-01-01	5,504	4,362	83	0	継続	継続	一定規模のマンション建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止する制度として極めて有用であるため、継続して実施する。
開発許可制度	11-01-02	5,422	4,362	—	—	継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくため、継続して実施する。
都市計画審議会運営	11-01-03	5,078	2,247	1,011	611	継続	継続	都市計画の決定に当たり、区民や専門家等の意見を反映していくため、継続して実施する。
都市復興計画	11-01-04	2,711	2,181	—	—	継続	継続	災害時における都市復興に対応するため、継続して実施する必要がある。
土地利用現況調査	11-01-05	8,442	15,671	3,020	11,309	継続	継続	土地利用現況調査の実施により、街の経年変化や各まちづくり事業の進捗状況を把握することができ、新たなまちづくり施策の立案の基礎資料として活用できる。
荒川区市街地整備指導要綱	11-01-06	5,422	4,362	—	—	継続	継続	区の街づくり方針に合わせた開発を誘導する事業であるため、継続して指導する。
魅力ある都市景観づくり	11-01-07	18,433	17,091	812	1,278	推進	推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりを推進していく。
都市計画マスタープランの推進	11-01-10	14,911	11,996	—	—	推進	推進	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。
区民の手によるまちづくりの支援	11-01-12	2,711	2,181	—	—	継続	継続	時代の要請である住民主体のまちづくりに対し、支援を継続して実施する。
住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）	11-01-13	6,778	5,452	—	—	推進	推進	民間開発事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上に欠かせない事業であるため、推進する。

施策を構成する事務事業の分類

事務事業名	事務事業 No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		3年度	4年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
地籍調査事業	11-03-12	50,124	28,467	26,711	15,534	推進	推進	公共物管理の適正化や災害時における復旧、復興の迅速化を図るために必要な事業であり、推進する。
建築指導事務	11-05-02	114,710	101,162	3,371	3,253	継続	継続	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る事務であるため、継続して実施する。
合 計		240,246	199,534	35,008	31,985			